



重点改革項目 4 過剰債務の処理・国への制度改善要望

《基本的な考え方》

市営地下鉄事業のあり方に関する答申で提言された、過剰債務処理に相当する一般会計負担として、総額 1,280 億円を繰り入れます。また、地下鉄建設費に対する補助制度の改善や、企業債借換制度の拡充などの制度改善要望を、国などに対して働きかけていきます。

《取組内容》

(1) 過剰債務の処理

地下鉄事業のあり方に関する答申で提言された「過剰債務」（地下鉄事業が徹底した経営効率化を実施しても返済できない債務）は、一般会計からの財政支援によって処理します。

- 一般会計からの財政支援 総額 1,280 億円
(支援期間：概ね 10 年間—平成 16～25 年度)

(2) 国への制度改善要望

経営健全化のため、以下の項目について国に制度改善を要望します。また、これ以外の項目についても、状況に応じた働きかけを行います。

- 現在一部の公営企業金融公庫資金にのみ限定的に認められている企業債の借換を、政府資金などについても可能にするなど制度の拡充を行うこと。
- 補助対象外とされている車両費などについて、補助対象に改めるとともに、補助率の引き上げ及び現在国庫補助金にのみ適用されている 1 割圧縮の解消を行うこと。
- 既設線の改良工事についての補助制度を拡充すること。